



まちづくり円卓会議 最近の取組み



南中学校区

- 4カ所の公園(大野第2・第3・第4・第5公園)を、毎月、第2水曜日AM8時から清掃活動を行っています。
- 陶器山元気ウォーキングの開催に向けて、準備を進めています。

〒589-0023
大阪狭山市大野台 2-1-58
ハーティ BF サロンみらい内
電話・FAX:072-368-1616
メール:nancyuu@bloom.ocn.ne.jp
HP: http://nancyuu.com/



第三中学校区

- フラワーガーデンにてピオラなどを種まきから定植までを行い、4月に狭山池遊歩道を通る人の目の保養になるよう活動しました。
- さやま茶寮に子どもたちの「ピオラの花」の写真を展示しました。

〒589-0005
大阪狭山市狭山 1-862-5
(市民活動支援センター)
メール:san-en@outlook.jp
公式LINE:
https://page.line.me/?accountId=320pxyrd



狭山中学校区

- SAYAKA ホールにて、第8回 さやりんフェスティバルを開催しました。多数のアーティストが出演します。
- 10月にさやか公園でさやりんピックを開催予定です。

〒589-0005
大阪狭山市狭山 1-862-5
(市民活動支援センター)
電話・FAX:072-366-8545
メール:sayamaround@sayamachuentaku.net
HP: http://www.sayamachuentaku.net/
Facebook:



大阪狭山市

平成 25 年
条例第 3 号

まちづくり円卓会議条例について



まちづくり円卓会議とは

市では、多くの市民に身近なところからまちづくりに主体的にかかわる市民自治への契機づくりの場として、地域内の自治会や住宅会、NPO、市民活動団体、事業所などが中学校区単位で自主的に一堂に会してまちづくりについて話し合い、実行していくという意味を込めて「円卓会議」と呼んでいます。

対等な立場で、互いの役割を理解し、協働して行う。



円卓会議の目的

「地域のことは地域で考える」ことを実践するため、様々な取組が進められています。

01 市民自治の推進

わがまちに関心をもってもらうこと、身近なところからまちづくりに主体的に関わるきっかけづくりを目的としています。

02 市民活動団体間の交流促進

これまでは連携した活動があまりなされなかった地縁型団体とテーマ型団体の融合により、団体の相互理解、新たな取組、新たな人材発掘を目的としています。

03 市民間の交流促進

人と人との出会いの場として、地域内コミュニティをよりよいものにするを目的としています。

事業内容

- 地域コミュニティの育成に関する事業
- 地域福祉の増進に関する事業
- 環境に関する事業
- 防犯・防災等に関する事業
- その他、校区のまちづくりにつながる事業

「まちづくり円卓会議」は、住民のみなさんで地域の問題を話し合い、地域に必要と考えられる事業について、市に提案を行う、または独自でその事業を実施する仕組みとなっています。



大阪狭山市まちづくり円卓会議条例の詳しい内容は、市ホームページでご覧いただけます。

http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/shiminkyodojichikaikomyunitei/s_himinkyodo/1410330507485.html

【問い合わせ】
大阪狭山市役所
政策推進部 公民連携・協働推進グループ
〒589-8501
大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
TEL : 072-366-0011(代表)
FAX : 072-367-1254
E-mail : kyodo@city.osakasayama.osaka.jp



まちづくり円卓会議条例は、自治基本条例の趣旨に基づいて定めています。

平成 21 年
条例第 9 号

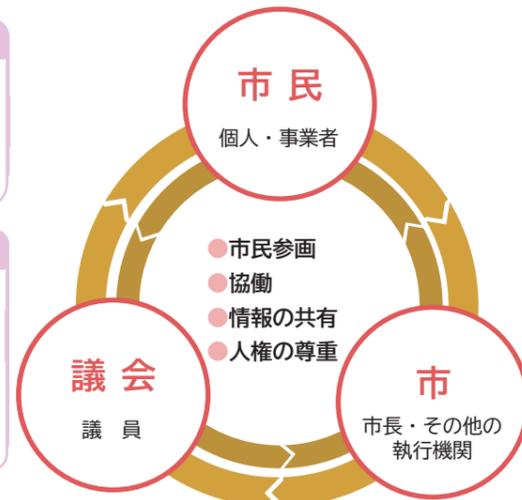
大阪狭山市自治基本条例について

自治基本条例がめざすもの

誰もが主体的にまちづくりに参画し、**市民自治を確立**するための基本原則を定めています。

市民自治の基本原則とは？

- 市民の権利**
- ①知る権利
 - 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します
 - ②市政に参画する権利
 - 市民は、市政に参加する権利を有します
- 市民の責務**
- ①まちづくりの努力
 - 市民は、協力しながらまちづくりを推進するよう努めなければなりません
 - ②まちづくりへの積極的な取組
 - 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努めなければなりません



大阪狭山市自治基本条例の詳しい内容は、市ホームページでご覧いただけます。

http://www.city.osakasayama.osaka.jp/gyosei/shinokeikakushisaku/jichi_j/1410486278691.html

【問い合わせ】
大阪狭山市役所
政策推進部 企画グループ
〒589-8501
大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
TEL : 072-366-0011(代表)
FAX : 072-367-1254
E-mail : kikaku@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市まちづくり 円卓会議条例

目的

第1条 この条例は、大阪狭山市自治基本条例（平成21年大阪狭山市条例第9号）の趣旨に基づき、市民がまちづくりの重要な課題について話し合うために対話及び交流の場として設けるまちづくり円卓会議（以下「円卓会議」という。）の運営を支援するための基本的な事項を定め、もって市民が主体的にまちづくりに参画し、大阪狭山市における地域内分権の推進を図ることを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 **市民** 市内に居住する者、市内で働く者又は学が者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- 2 **円卓会議** 中学校区（以下「校区」という。）内の市民で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織をいう。
- 3 **地域内分権** 校区内における共通の課題を迅速かつ効果的に解決するため、それぞれの円卓会議が自分たちの校区は自分たちでつくるという意識をもって活動し、その活動を市が支援する協働のまちづくりを行うことをいう。

基本理念

第3条 校区のまちづくりを進めるに当たっては、円卓会議及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うものとする。

市の役割

第4条 市は、基本理念に基づき、円卓会議の自主性及び自立性を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

市民の役割

第5条 市民は、基本理念に基づき、校区のまちづくりへの関心を高めるとともに、積極的にこれに参画するものとする。

円卓会議の役割

第6条 円卓会議は、校区内のすべての市民に開かれたものとし、校区におけるまちづくりに関する議論と合意に基づく市への事業提案等を行い、継続して校区のまちづくりの推進を図るものとする。

円卓会議の要件

第7条 円卓会議は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- 1 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他円卓会議を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- 2 円卓会議の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

2 円卓会議を設立し、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

地域ビジョン

第8条 円卓会議は、校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、校区の将来像及びそれを達成するための事業計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市は、円卓会議が策定する地域ビジョンを尊重するとともに、各種計画及び施策に反映させるよう努めるものとする。

円卓会議の事業

第9条 円卓会議は、前条の地域ビジョン等に基づき、次の各号に掲げる事業の中から必要な事業を行うものとする。

- 1 地域コミュニティの育成に関する事業
- 2 地域福祉の増進に関する事業
- 3 環境に関する事業
- 4 防犯、防災等に関する事業
- 5 前各号に掲げるもののほか、校区のまちづくりにつながる事業

円卓会議への支援

第10条 市は、前条の事業が円滑に進むよう必要な情報の提供、助言、財政的な支援その他の環境の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の規定に基づき、財政的な支援を行うに当たっては、その内容及び手続について規則等で定めるものとする。

相互交流

第11条 市は、円卓会議が校区のまちづくりについての成果を発表し、相互に交流できる機会を設けるよう努めるものとする。

活動の制限

第12条 円卓会議は、大阪狭山市市民公益活動促進条例（平成14年大阪狭山市条例第13号）第2条第1項各号に規定する活動をしてはならない。

円卓会議の法人化

第13条 円卓会議は、自らが権利及び義務の主体となり、公益性の明確化等基盤の強化を図るため、法人格の取得に努めるものとする。

情報の公開と個人情報の保護

第14条 円卓会議は、その事業に関する透明性を確保し説明責任が果たせるよう、その保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

事業の評価

第15条 円卓会議は、その事業に対して自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

条例の見直し

第16条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、必要に応じ見直すものとする。

2 市長は、前項の検討及び必要な見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴かななければならない。

委任

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考 「市民公益活動」とは

定義

第2条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- 3 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

「大阪狭山市市民公益活動促進条例」より抜粋

各中学校区の取組状況を
地域コミュニティ誌の
発行を通じて
お知らせしています。



特定非営利活動法人
南中学校区円卓会議
南中
円卓会議ニュース



第三中学校区
まちづくり円卓会議
三中円卓通信



狭山中学校区
まちづくり円卓会議
狭山中学校区
まちづくり
円卓会議ニュース

